

**公的資金補償金免除繰上償還に係る
佐伯市水道事業経営健全化計画
(水道事業会計)**

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 佐伯市水道事業会計

事業名	「末端給水事業」		
事業開始年月日	昭和8年8月21日	地方公営企業法の適用・非適用	レ適用 非適用
団体名	佐伯市	職員数 (H19. 4. 1現在)	31
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	55円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	4,665
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	129
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.34(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	14.8(H19)
		経常収支比率 (%)	91.24(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 レ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年3月3日 合併前市町村： 佐伯市] 市町村合併により旧佐伯市の佐伯市水道事業と、平成16年度から20年度までの簡易水道統合事業を実施している旧弥生町の弥生水道事業を平成18年度から経営統合している。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 レを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る佐伯市水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	佐伯市水道事業 佐伯市長 西 嶋 泰 義
既存計画との関係	佐伯市行財政改革推進プラン（平成17年度～21年度）
公表の方法等	議会の全員協議会において説明後、市のホームページで公開予定
基 本 方 針	平成16年度の合併以降、各種事務事業の統一化、効率化を進めてきたが、料金の統一及び更なる事務事業の効率化を図るとともに住民サービスの向上と安心・安全な水の供給を行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		162	266	427
	補償金免除額		41	55	95
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		37	93	130

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	177,693	161,662	265,619	604,974
合 計 (A)		177,693	161,662	265,619	604,974
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		177,693	161,662	265,619	604,974

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	55,013	36,579	93,247	184,839
合 計 (A)		55,013	36,579	93,247	184,839
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		55,013	36,579	93,247	184,839

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	佐伯市水道事業は、平成18年度から旧佐伯市の上水道に、旧弥生町の5つの簡易水道を統合してできた上水道を統合し経営しています。料金については、合併時の取決めにより旧市町村の料金体系をそのまま継承しており、旧佐伯市の料金体系と旧弥生町の5つの料金体系の計6つの料金体系となっています。経営状況については、主水源が地下水であることから浄水のコストが比較的安価であり、給水原価は115.8円と県内で最低の単価で給水できています。これに加え、これまで事務の効率化・コスト削減など経常経費の削減に努めてきたものの、年々経常利益が減少し、平成18年度の純利益は2,776千円と前年度までと比べ大幅に減少しました。今後人口は減少傾向にあり料金の増収も見込めないこと、近年の建設改良による減価償却費や企業債元利償還金の増加などにより、平成19年度以降は損失を生じる恐れのある非常に厳しい経営状況となっています。	
経営課題	課 題	料金の統一と料金改定
	現在、佐伯市の水道においては、合併時の取決めにより旧市町村の料金体系をそのまま継承しているため、上水道で6、簡易水道で8の料金体系があります。このことから、住民サービスの公平性を確保するため水道料金の統一を早急に行う必要がある。また、料金は上水道及び簡易水道など全ての料金を統一するため、水道全体の経営を考慮して料金設定を行う必要がある。	
	課 題	料金回収率の改善
	平成18年度の決算状況では、料金回収率が95.04%となり厳しい経営状況を示している。これは、給水収益に対して経常費用が多いことによるものであり、料金の増収を図るとともに経常経費の削減を図る必要がある。経費においては、減価償却費と企業債償還利子が全体の約48%を占めている。減価償却費については、現在行っている事業があることから増加傾向にあるため、企業債償還利子の削減と、維持管理費等の削減を合わせて行っていく必要がある。	
	課 題	簡易水道の上水道への統合計画
厚労省の補助要綱の改正により、平成28年度までに全ての簡易水道等を上水道に統合していくため、上水道及び簡易水道等を含めた水道事業トータルでの経営計画を検討していく必要がある。		
課 題	定員管理の適正化及び総人件費の抑制	
合併により、人口規模に対する職員数は大きく増加した。人口千人当たり職員数が類団8.5人に対し、当市12.4人となっている。将来的な目標値を設定し、過大となった職員数を適正規模に削減し、総人件費の抑制をしていく必要がある。		
課 題		
留意事項		

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
資本的収入	1. 企業出資金	150	310	382	396	366	633	326	130	150	150
	2. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	6	4	9	14	17	16	18	19	22	24
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 国(都道府県)補助金	0	0	1	6	68	65	1	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金の他	30	48	88	55	91	76	10	10	10	10
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	186	362	480	471	553	794	358	162	185	187
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	96	4	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出	1. 建設改良費	186	266	476	471	553	794	358	162	185	187
	うち職員給与	306	363	643	565	631	678	469	390	428	232
	2. 企業償還金	43	38	37	37	45	49	47	45	45	45
	3. 他会計長期借入返還金	163	162	166	172	163	526	333	141	172	186
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	469	525	809	737	794	1,209	847	583	667	75	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1. 損益剰余金処分額	283	259	333	266	241	415	489	421	482	306
	2. 繰越工事資金	216	228	29	89	222	343	345	306	313	211
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	50	124	95	149	75
	4. その他	5	0	96	4	0	0	0	0	0	0
計	62	31	208	173	19	22	20	20	20	20	
補てん財源不足額 (E)-(F)	(F)	283	259	333	266	241	415	489	421	482	306
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業価値	積立金	126	159	34	109	129	81	2	39	37	117
	現業価値	2,849	2,998	3,213	3,437	4,665	4,772	4,765	4,754	4,732	4,696
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2,849	2,998	3,213	3,437	4,665	4,772	4,765	4,754	4,732	4,696
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:百万円)

区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収益的収入	1. うち基準内繰入金	1	3	1	2	14	16	18	19	19	18
	うち基準外繰入金	1	3	1	2	14	16	18	19	19	18
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	4	9	13	28	20	21	21	22	25
資本的収入	1. うち基準内繰入金	6	4	9	13	28	20	21	22	25	27
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行料金については、昭和63年度から値上げを行っていないため、近年経営状況が厳しくなり平成19年度予算では損益が赤字に転落する見込みとなっております。このようなことから、公営企業として健全経営を図るために供給単価 給水単価となるような料金の平成20年度から改定する予定です。これにより、料金収入は現行料金の約11%増となる見込みです。
2 他会計繰入金の見込み	平成18年度から水道事業会計に加わった弥生上水道事業の、統合前の簡易水道の建設改良のために発行した企業債の元利償還の1/2を繰入れする。また、消火栓の設置に要する費用も繰入を行う。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成16年度から平成20年度までは弥生上水道の統合整備事業(約800,000千円)、平成18年度から平成23年度まで堅田新配水池整備事業(約566,600千円)を行っている。 また、資産売却については、所有地の中に売却可能な未利用地がないため予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	近年人口は減少傾向で、これに伴い料金収入も減少傾向にある。このことから過去の実績により将来の人口推計を行い、これにより有収水量と料金収入を算定すると共に、平成20年度からは新料金体系での料金増収を加味している。また、費用については、これまで業務の外部委託などを行い、経費の削減を行ってきたが、平成20年度から簡易水道事業の統合を順次行っていくため、上水道の職員を1名増とし(簡易水道事業では1名減)、その後、21年度に1名減、さらに23年度に1名減とするよう事務作業等の効率化を図っていく。 また、現在取り組んでいる給与抑制策として職員給料の5%カットを平成21年度以降も継続していく予定である。

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題 集中改革プランにおいて、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。」という基本方針を掲げ、職員数の削減に取り組んでいる。平成16年度当初1,294人であった職員数を、平成16年度に61人、17年度に41人、18年度に51人削減し、18年度末で1,141人とした。平成21年度末の職員数を1,081人にするというプランの定員管理計画を上回るペースで職員数削減を進めており、今後も計画的に定員管理に取り組む。</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>課題 平成19年1月より国と同様の給与構造改革を実施し地域級を導入済み。 またそれとは別に、以下の給与抑制策を実施中 ・平成18年1月より平成22年3月まで管理職手当の20%カット ・平成18年4月より平成21年3月まで職員給料の5%カット ・平成18年4月より平成21年3月まで税務手当、福祉手当の凍結</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>該当職員なし。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>課題 平成19年度の退職時特昇は以下のとおりである。 平成20年3月末日現在50歳以上で勤続10年以上のものは4号特別昇給 平成20年3月末日現在50歳未満で勤続20年以上のものは8号特別昇給 退職時特昇は人員削減目標を達成したのち廃止する。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>平成19年度予算では互助会への公費負担額が13,706千円であり、公費負担率(事務費含む)は45.4%の状況である。今後は、職員数も減少していくことから鑑みて、公費負担もさらに減額し、事業も暫時見直しを行い、ひいては互助会が実施する 福利厚生事業全般の見直しを図りたい。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>経営課題 今後、簡易水道事業の統合を進めていく中で、施設整備を行う際に、施設の共用、共通経費の削減など、更なる経費の削減に努めるとともに、建設改良においては内部留保金の状況をみながら企業債の発行を抑制していく。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p>	
<p>料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>経営課題 これまで、経費の削減などによる経営努力を行ってきたものの、給水原価が供給単価を大きく上回り平成19年度以降では損失を生じる見込みとなっており、赤字の解消を行うことはもとより、今後の施設の大規模改修などに備えた内部留保ができるような料金設定を行う必要がある。このことから、平成20年度の料金改定に向けて取組中である。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p>	
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>現在は決算状況等を市報に掲載している。今後は、市のホームページを活用し更なる情報公開を図るとともに、市民に分かりやすい内容に心掛けた様式に変えていく。早期の公表は、議会との兼ね合いを考慮し、速報値等で対応したい。</p>
<p>行政評価の導入</p>	<p>合併後の政策に対する評価については、新市建設計画を元に毎年度実施する公共事業等実施計画を提出する際、全事業についても評価を行っていた。現在総合計画を策定中であり、今後この計画を元に進ちよく状況、目標達成状況等の評価を行うシステムを入れて行く予定。</p>
<p>5 その他</p>	<p>課題 簡易水道の統合計画については、平成19年度中に計画の策定を行い、施設整備の終わった事業を順次統合し、平成28年度までに全ての簡易水道事業を統合していく。簡易水道事業を経営統合していけば、経営状況は悪化していくので、職員配置の見直し及び維持管理費の削減に努め、更なる必要経費の削減を図るとともに、健全経営が行えるよう適正な料金の見直しも行っていく必要がある。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果
主な課題と取組み及び目標

1

課題		取組み及び目標
1	職員数の純減や人件費の総額の削減	行革プランの総人件費抑制として、「職員数の削減」等がある。については「21年度末の職員数を1,100人以下とする。」の目標に対し、現状は計画を上回るペースで削減が進んでいる。また、については「月額給与5%カット」「時間外手当の見直し」等により人件費の削減に取り組んでいる。
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	これまで、人員の削減、業務の民間委託などの経費削減を行い昭和63年度から料金の値上げを行わず経営してきたが、近年、人口の減少などによる料金収入の減により、経営状況が悪化し平成19年度には損益が赤字に転落することが予想されるため、企業の健全経営化を図るため平成20年度から料金改定を行い、現行料金収入の11%増収を目指す。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4	その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組として、に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト削減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】												
2								11				
料金改定率												
改善額(料金の適正化) 1								124	123	122	121	490
未収金の徴収対策												
改善額												
一般会計負担金の額												
改善額(負担金の確保等)												
資産の有効活用												
改善額(収入増額)												
その他()												
改善額												
【経費の削減】												
職員給与と費の適正化												
職員給与(退職手当以外)	196	182	194	196	154	4	168	202	191	187	178	
改善額							4	4	4	4	4	20
給与水準												
改善額							4	4	4	4	4	20
その他()												
改善額								8	0	0	0	0
職員給与(退職手当)												
職員数(人)	26	26	25	28	31	31	31	32	31	31	30	
増減数(人)			1	3	3	1		1	1	1	1	
維持管理費等												
改善額(適正化)												
工事コスト 2												
改善額(縮減額)												
その他()												
改善額												
累積交付基金比率												
増減												
企業債現在高	2,849	2,998	3,213	3,437	4,665	4,772	4,765	4,754	4,732	4,696	4,696	
増減	149	149	215	224	1,228	107	7	11	22	36	36	
計画前5年間改善額合計						4						510
改善額合計												95

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 注3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設費の抑制は除く。)を記入すること。
 注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	48,205	47,963	47,014	46,489	52,911	52,800	52,430	52,080	51,740	51,300
年間総有収水量(千?)	7,089	6,944	7,021	6,938	7,613	7,646	7,599	7,554	7,512	7,454
公称施設能力(千?)	35,200	35,200	35,200	35,200	39,323	39,323	39,323	39,323	39,323	44,323
1日最大配水量(千?)	29,142	27,782	28,523	28,410	31,390	31,990	31,780	31,590	31,400	31,150
最大稼働率(%)	82.8	78.9	81	80.7	79.8	81.4	80.8	80.3	79.9	70.3
供給単価(円/?)	107.7	107.7	107.2	107.9	108.2	106.9	123.6	123.9	123.9	124.2
給水原価(円/?)	104.9	101.6	101.1	111.4	115.8	114.4	116.7	114	112.8	112.8

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は「検討体制・実施スケジュール」を検討の方向性、検討をとりまとめる時期、を具体的に記載すること。

簡易水道の統合計画については、全ての簡易水道事業を平成28年度までに上水道に順次統合する方向で現在検討中であり、平成19年中には計画を策定する予定です。